令和6年1月1日改定

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【高尾　警察署】

### 趣　旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。
（1） 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
（2） 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
（3） 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
（4） その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

## 重点路線

◎ 重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区　←　→　間 | | 重点時間帯 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 都道187号 | 多摩御陵線 | 東浅川町甲州街道多摩御陵入口交差点 | 多摩御陵正門 | 8－19 | |
| 2 | 国道20号 | 甲州街道 | JR高尾駅前交差点 | 並木町37番先長房団地入口交差点 | 8－19 | |
| 3 | 市道 | 万葉けやき通り | 東浅川交差点 | 台町五差路交差点 | 8－19 | |
| 4 | 市道 | 椚田遺跡公園通り | 狭間町交差点 | 山田町1689番地交差点 | 8－19 | |
| 5 | 市道 | 並木通り | 並木町交差点 | 山田町交差点 | 8－19 | |
| 6 | 都道47号 | 町田街道 | 東浅川町1096番地町田街道入口交差点 | 館町1097番地清掃工場入口 | 8－19 | |
| 7 | 市道 | めじろ台グリーンヒル通り | めじろ台駅交差点 | ねの沢公園前交差点 | 8－19 | |

## 重点地域

◎ 重点地域

| No | 地　域 | 重点時間帯 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | JR高尾駅周辺、JR西八王子駅南口周辺 | 8－19 | |
| 2 | 京王線めじろ台駅周辺、京王線狭間駅周辺 | 8－19 | |
| 3 | 都営、市営長房住宅周辺 | 8－19 | |

# 高尾警察署　駐車監視員活動ガイドライン

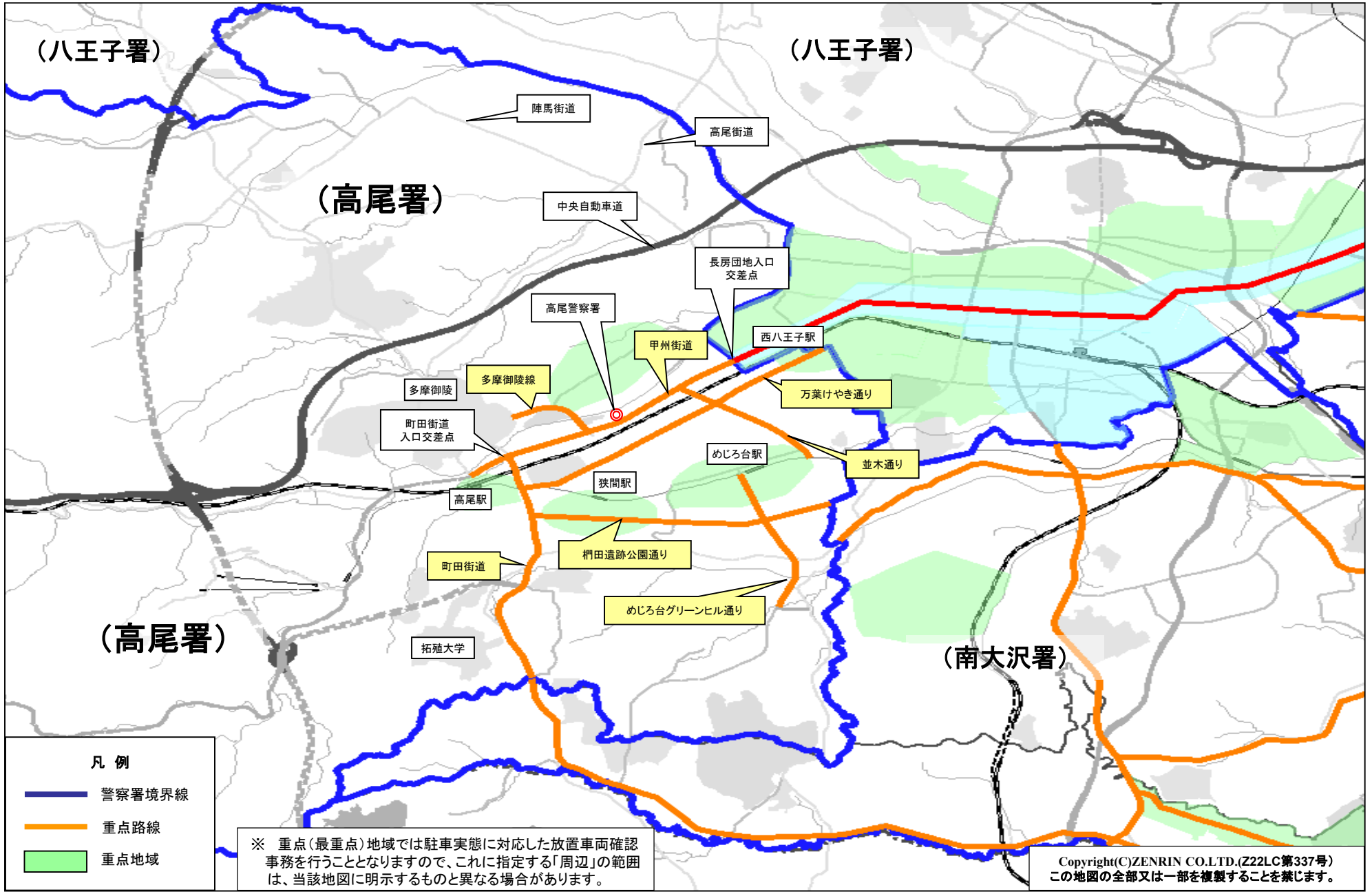


※　重点（最重点）地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z22LC第337号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。